

ヒント！



後見人等支援の場面における家庭裁判所との連携

(2) 家庭裁判所の役割 ～後見制度の利用を開始してから～

後見開始後も本人の状況は変わる ⇨ 継続的なアセスメントが必要



最高裁判所事務総局家庭局提供資料

